

平成27年度 公益財団法人秋田県女性会館 第6回理事会議事録

1 日 時 平成27年12月11日(金) 午後1時40分から4時20分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室

3 出席者 理事現在数10名 定足数6名

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 山田 京子
理事 小玉喜久子 理事 中川 聖子 理事 伊藤 武子
理事 鈴木 悠子 理事 烏 トキエ 理事 柴田 照子
理事 佐藤 陽子 理事 佐藤 加代子 (以上10名)

[監事出席者] 監事 小林 章 (以上1名)

[その他の出席者] 職員 嵯峨 文子 (以上1名)

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し(案)について

第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の事業活性化策について

[報告事項]

(1) 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館第2回評議員会の決議内容について

(2) 公益財団法人秋田県女性会館事務局職員について

5 議事の経過の概要及びその結果

定款第35条の規定に基づき、高山万紀子代表理事が議長となり、議事に入った。

はじめに本理事会は、定款第36条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認の上、報告事項、決議事項の順に協議を行った。

[報告事項]

(1) 平成27年度公益財団法人秋田県女性会館第2回評議員会の決議内容について

(2) 公益財団法人秋田県女性会館事務局職員について

報告事項(1)(2)について、代表理事より、資料に基づき一括して説明があった。その後質疑が行われ、(1)については、基本財産の一部の取り崩し、公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程(一部改正)につい

て評議員会の決議を得たこと、(2)については、秋田県労働委員会における和解協定及び職員の処遇や事業のあり方について提示された評議員会の意見について、出席理事全員に了承された。

[決議事項]

- (1) 第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し(案)について
第1号議案について、業務執行理事より、資料に基づく説明があった。その後質疑が行われ、出席理事全員一致で決議した。
- (2) 第2号議案 公益財団法人秋田県女性会館の事業活性化策について
第2号議案について、嵯峨職員に資料に基づく説明を求め、事業に関する現状及び試策案等の説明を聞いた。その後、活発な協議が行われ、次回の理事会では、具体的な資料を基に、引き続き①講座の効果的な周知方法とその費用対効果の検証、②今後の実施講座の検討を行い、今年度の事業及び来年度の事業計画に反映させていくこと、③諸課題の解決策を協議していくことを出席理事全員一致で決議した。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、出席した代表理事及び監事は次のとおり署名押印する。なお、軽易な文言の修正は、代表理事に委任する。

平成27年12月28日

公益財団法人秋田県女性会館

議長 代表理事

高山 不紀子



監 事

小林 亨

